



山形県公報

令和3年10月12日(火)
第246号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(道路整備課) ……1005

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……1009
- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……1010
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……1012
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会10月定例会の招集……………同

## 規 則

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第74号

#### 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則(平成25年2月県規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条・第9条の2」に、「自転車歩行者道」を「自転車歩行者道並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に、「第6節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第37条―第41条)」を「第6節 旅客特定車両停留施設(第37条―第47条) ……に改める。

第7節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第48条―第52条)」

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第4章第1節中第9条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第9条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この章の規定によらないことができる。

「第2節 歩道及び自転車歩行者道」を「第2節 歩道及び自転車歩行者道並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に改める。

第10条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第11条第3項中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 4 歩行者専用道路の有効幅員は、条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 第12条中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改める。
- 第13条第1項中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改め、同条第2項中「の横断勾配」を「又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配」に改める。
- 第16条第2項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。
- 第19条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号中「かご」を「籠」に改め、同条第4号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。
- 第20条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。
- 第28条第2号及び第3号、第29条第2号並びに第35条第1項第3号及び第6号並びに第2項第1号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。
- 第41条中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に改め、同条を第52条とする。
- 第40条第1項中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に改め、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第51条とする。
- 第39条中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改め、同条に次の2項を加える。
- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。
- 第39条を第50条とする。
- 第38条第1項中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。
- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第19条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第46条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。
- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
- 第38条を第49条とする。
- 第37条に次の4項を加える。
- 3 旅客特定車両停留施設の移動等円滑化のための主要な設備又は第5項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。
- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第37条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。
- 第37条を第48条とする。
- 第4章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

## 第6節 旅客特定車両停留施設

## (通路)

第37条 公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
  - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第39条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第40条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。
  - イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。
  - ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

## (出入口)

第38条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
  - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

## (エレベーター)

第39条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
  - (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。
- 2 第19条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

## (傾斜路)

第40条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
  - (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。
  - (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。
- 3 第20条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

（エスカレーター）

第41条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
  - (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
  - (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 2 第21条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

（階段）

第42条 第23条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

（乗降場）

第43条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両用場所に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第44条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第45条 第34条から第36条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第35条第1項第1号中「第29条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第29条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第46条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第37条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。
- (イ) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (ロ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
- 3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。
- (券売機)

第47条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第788号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和3年9月17日招集した山形県議会定例会は、同年10月8日閉会した。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第789号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する区域

鶴岡市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

### 山形県告示第790号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                        |                            |         |             |
|------------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 廃止年月日       |
| 医療法人杏山会                | ライフサポート杏の里<br>長井市成田1878番地2 | 訪 問 介 護 | 令和 3. 9. 29 |

**山形県告示第791号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
庄内みどり農業協同組合  
代表理事組合長 田村 久義  
酒田市曙町一丁目1
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 本間 光記<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和3年9月27日 |
| 佐々木 浩希<br>もみ、玄米、大豆        | 同 左   |            |           |
| 佐々木 盛二<br>もみ、玄米、大豆        | 同 左   |            |           |
| 曾我 維見<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 遠田 聡<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左   |            |           |
| 児玉 康昭<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 堀 忠雄<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左   |            |           |
| 堀 賢治郎<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 佐藤 俊之<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 佐藤 真司<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 横山 嘉彦<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 遠藤 学<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左   |            |           |
| 佐藤 哲也<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 和島 功<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左   |            |           |
| 佐藤 広一<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |

|                       |                      |  |
|-----------------------|----------------------|--|
| 渡辺 桂<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左                  |  |
| 小野寺 由一<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左                  |  |
| 佐藤 晃喜<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 澁谷 享治<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 佐藤 光昭<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 池田 耕<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左                  |  |
| 田村 賢治<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 池田 彰<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左                  |  |
| 土井 翼<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左                  |  |
| 前田 考裕<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 佐々木 功<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 佐藤 良輔<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 長沢 隆洋<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 成田 幸司<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 小松 祐輔<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左                  |  |
| 佐藤 由紀<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左                  |  |
| 高橋 英樹<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左                  |  |
| 土田 勝則<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左                  |  |
| 田村 和也<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左                  |  |
| 坪沼 雪人<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左                  |  |
| 工藤 武士<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左                  |  |
|                       | 池田 喜雄<br>もみ、玄米、大豆、そば |  |

**山形県告示第792号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町堀野地内
- 公共測量を実施する期間  
令和3年9月27日から令和4年2月28日まで
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第793号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
令和3年3月26日 指令置総建第107号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
長井市緑町5番12、5番13、15番1、15番2、15番3、15番4、15番5、15番6、15番7、15番10、15番11、15番12の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長井市栄町1番1号 長井市長 内谷 重治

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第11号**

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

令和3年10月12日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

- 招集の日時 令和3年10月14日（木）午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 議 題  
(1) 令和4年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について  
(2) 令和5年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について  
(3) 押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について  
(4) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について  
(5) 山形県金峰少年自然の家指定管理者の指定について  
(6) 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について